

科発 0627 第 8 号

医政発 0627 第 24 号

令和 4 年 6 月 27 日

各 $\left[\begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right]$ 殿

厚生労働省大臣官房厚生科学課長
(公 印 省 略)

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

厚生労働省組織令及び厚生労働省組織規則の一部改正に伴う大臣官房厚生科学課及び医政局の組織再編等について

厚生労働省組織令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 235 号）及び厚生労働省組織規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 97 号）が令和 4 年 6 月 24 日に公布され、ともに同年 6 月 28 日から施行されます。これにより、大臣官房厚生科学課及び医政局の組織再編等が行われることとなりました。今回の改正の概要は下記のとおりですので、改正の趣旨を御了知の上、関係団体、関係機関等への周知等について対応方よろしくお願い申し上げます。

記

第 1 改正の趣旨

- 厚生労働省の組織体制の強化等の観点から、厚生労働省組織令（平成 12 年政令第 252 号）について以下の内容に係る改正を行う。
 - ・ 研究開発段階における、円滑な治験実施や薬事承認等に向けた個別伴走支援を通じて産官学協力を推進し、迅速な開発・供給に万全を期す

めの個別伴走支援を担う体制を整備することに加えて、医政局が所管する医療情報に関する事務を一元化し、利活用の観点から効率的に収集・整備を図っていく体制を整備するため、医薬産業振興・医療情報審議官及び参事官を設置する等の組織再編を行う。

- ・ 厚生労働省が所管する国立研究開発法人は現在7つあり、うち1つ(国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所)は大臣官房厚生科学課が、残る6つ(国立高度専門医療研究センター)は医政局研究開発振興課がそれぞれ所管しているが、今般、医政局研究開発振興課が所掌している国立高度専門医療研究センターの組織及び運営に関する事務を厚生科学課に移管し、厚生労働省の国立研究開発法人に関する業務を集約することで、これら法人業務を一体的に実施する組織体制を構築し、より一層の効率的・効果的な法人運営を図るものとする。

第2 改正の内容

1 大臣官房厚生科学課及び医政局の組織再編について

- (1) 大臣官房に置く審議官級の中二階総括整理職として、新たに「医薬産業振興・医療情報審議官」を設置するとともに、その所掌事務を定める。
- (2) 医政局研究開発振興課の所掌となっている国立高度専門医療研究センターの組織運営事務に関する規定を削除し、大臣官房厚生科学課の所掌事務に追加する。
- (3) 医政局に参事官を新設するとともに、経済課及び研究開発振興課を振替廃止し、同局に医薬産業振興・医療情報企画課及び研究開発政策課を振替設置する。

2 その他所要の改正

第3 その他

1 既存の通知の取扱いについて

今回の組織再編等に伴い大臣官房厚生科学課及び医政局の通知については、今後次のように取り扱うこととする。

- (1) 組織再編等前に発出された大臣官房厚生科学課及び医政局内の各職による通知は、別途の通知が発出されない限り、組織再編等後に当該通知に係る事務を所管する職の発出による通知とみなし、その効力を維持するものとする。
- (2) 組織再編等前に発出された通知中の組織の名称及び職名については、今後、当該通知を改正する際に組織再編等に合わせた所要の改正を行うこととし、それまでの間、組織再編等後の組織の名称及び職名とみなし

て取り扱うこととする。

- 2 医薬産業振興・医療情報審議官及び改称された課の名称の英訳について
「大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官」は、Assistant Vice-Minister for Pharmaceutical Industry Promotion and Medical Information Management と、「医薬産業振興・医療情報企画課」は、Policy Planning Division for Pharmaceutical Industry Promotion and Medical Information Management と、「研究開発政策課」は、Research and Development Policy Division と、「参事官（特定医薬品開発支援・医療情報担当）」は、Counsellor for Assistance for Development of Specified Drugs and Medical Information Management とする。

（添付資料）

- 別紙 1 厚生労働省組織令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 235 号）
別紙 2 厚生労働省組織令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 235 号）新旧対照条文
別紙 3 厚生労働省組織規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 97 号）

政令第二百三十五号

厚生労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条」を「第三十九条の二」に改める。

第四条中第十五号を削り、第十六号を第十五号とする。

第十八条の見出し中「サイバーセキュリティ・情報化審議官」の下に「、医薬産業振興・医療情報審議官」を加え、同条第一項中「サイバーセキュリティ・情報化審議官一人」の下に「、医薬産業振興・医療情報審議官一人」を加え、同条中第十項を第十一項とし、第七項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の一項を加える。

7 医薬産業振興・医療情報審議官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に関する重要事項のうち医薬産業の振興（医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品に関する産業の振

興（これらの製品の研究及び開発を含む。）をいう。第三十八条第一号において同じ。））、保健医療に係る情報化及び医療技術の評価に関するものの企画及び立案並びに調整に関する事務並びに係関係事務を総括整理する。

第二十六条第六号中「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」を「厚生労働省の所管する国立研究開発法人」に改め、同条に次の一号を加える。

七 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第

三条の二に規定する国立高度専門医療研究センターの職員に貸与する宿舎に関すること。

第三十一条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条中「八課」の下に「及び参事官一人」を加え、「経済課」を「医薬産業振興・医療情報企画課」に、「研究開発振興課」を「研究開発政策課」に改める。

第三十八条（見出しを含む。）中「経済課」を「医薬産業振興・医療情報企画課」に改め、同条中第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、同条第二号中「研究開発振興課」を「研究開発政策課」に改め、同号を同条第五号とし、同条第一号中「研究開発振興課」を「研究開発政策課」に改め、同号を同条第四号とし、同条に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

一 医薬産業の振興に関する総合的な企画及び立案並びに調整に関すること。

二 保健医療に関する情報の保護及び利用並びに保健医療に関する情報の処理に係る体制の整備に関する総合的な企画及び立案並びに調整に関すること。

三 医療技術の評価に関する総合的な企画及び立案並びに調整に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

第三十九条（見出しを含む。）中「研究開発振興課」を「研究開発政策課」に改め、同条第一号中「医薬・生活衛生局」の下に「及び参事官」を加え、同条第二号中「及び他課」を「並びに他課及び参事官」に改め、同条第六号から第九号までを削り、第一章第二節第三款第二目中同条の次に次の一条を加える。

（参事官の職務）

第三十九条の二 参事官は、命を受けて第一号に掲げる事務を分掌し、並びに第二号及び第三号に掲げる事務をつかさどる。

一 医薬品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品のうち特に重要なものの研究及び開発の支援に関すること。

二 保健医療に関する情報の保護及び利用並びに保健医療に関する情報の処理に係る体制の整備に関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

三 医療技術の評価に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

第四十条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条中「五課」の下に「及び参事官一人」を加える。

第四十二条中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号を第六号とする。

第四十四条第一号中「健康課」を「参事官」に改める。

第四十六条から第四十八条までを次のように改める。

（参事官の職務）

第四十六条 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 予防接種の実施に関すること。

二 生物学的製剤（ワクチンに限る。）の生産及び流通の増進、改善及び調整に関すること。

第四十七条及び第四十八条 削除

第百六十二条中「（平成十一年法律第百三号）」を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、令和四年六月二十八日から施行する。

（厚生年金保険法施行令及び国民年金法施行令の一部改正）

第二条 次に掲げる政令の規定中「同条第十項」を「同条第十一項」に改める。

一 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の十六第一号

二 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第六条の四の二第一号

（厚生科学審議会令の一部改正）

第三条 厚生科学審議会令（平成十二年政令第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「健康課」を「参事官」に改める。

（疾病・障害認定審査会令の一部改正）

第四条 疾病・障害認定審査会令（平成十二年政令第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「健康課及び結核感染症課」を「結核感染症課及び参事官」に改める。

(厚生労働省国立研究開発法人審議会令の一部改正)

第五条 厚生労働省国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「。第八条において「通則法」という。」を削る。

第八条中「総括し、及び」を削り、同条ただし書を削る。

○ 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章 本省 第一節（略） 第二節 内部部局等 第一款・第二款（略） 第三款 課の設置等 第一目（略） 第二目 医政局（第三十一条―第三十九条の二） 第三目―第十四目（略） 第三節―第五節（略） 第二章（略） 附則 （医政局の所掌事務） 第四条 医政局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一―十四（略） （削る） 十五（略） （総括審議官、危機管理・医務技術総括審議官、政策立案総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、医薬産業振興・医療情報審議官、生活衛生・食品安全審議官、高齢・障害者雇用開発審議官、年金管理審議官及び審議官）	目次 第一章 本省 第一節（略） 第二節 内部部局等 第一款・第二款（略） 第三款 課の設置等 第一目（略） 第二目 医政局（第三十一条―第三十九条） 第三目―第十四目（略） 第三節―第五節（略） 第二章（略） 附則 （医政局の所掌事務） 第四条 医政局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一―十四（略） 十五 国立高度専門医療研究センター（高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第三条の二に規定する国立高度専門医療研究センターをいう。以下同じ。）の組織及び運営一般に関すること。 十六（略） （総括審議官、危機管理・医務技術総括審議官、政策立案総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、生活衛生・食品安全審議官、高齢・障害者雇用開発審議官、年金管理審議官及び審議官）

第十八条 大臣官房に、総括審議官二人、危機管理・医務技術総括審議官一人、政策立案総括審議官一人、公文書監理官一人、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人、医薬産業振興・医療情報審議官一人、生活衛生・食品安全審議官一人、高齢・障害者雇用開発審議官一人、年金管理審議官一人及び審議官十四人を置く。

256 (略)

7 医薬産業振興・医療情報審議官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に関する重要事項のうち医薬産業の振興（医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品に関する産業の振興（これらの製品の研究及び開発を含む。）をいう。第三十八条第一号において同じ。）、保健医療に係る情報化及び医療技術の評価に関するものの企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

810 (略)

11 審議官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

(厚生科学課の所掌事務)

第二十六条 厚生科学課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一5 (略)

六 厚生労働省の所管する国立研究開発法人の組織及び運営一般に関すること。

七 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第三条の二に規定する国立高度専門医療研究センターの職員に貸与する宿舎に関すること。

(医政局に置く課等)

第三十一条 医政局に、次の八課及び参事官一人を置く。

総務課

地域医療計画課

第十八条 大臣官房に、総括審議官二人、危機管理・医務技術総括審議官一人、政策立案総括審議官一人、公文書監理官一人、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人、生活衛生・食品安全審議官一人、高齢・障害者雇用開発審議官一人、年金管理審議官一人及び審議官十四人を置く。

256 (略)

(新設)

79 (略)

10 審議官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

(厚生科学課の所掌事務)

第二十六条 厚生科学課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一5 (略)

六 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の組織及び運営一般に関すること。

(新設)

(医政局に置く課)

第三十一条 医政局に、次の八課を置く。

総務課

地域医療計画課

医療経営支援課

医事課

歯科保健課

看護課

医薬産業振興・医療情報企画課

研究開発政策課

(医薬産業振興・医療情報企画課の所掌事務)

第三十八条 医薬産業振興・医療情報企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 医薬産業の振興に関する総合的な企画及び立案並びに調整に関すること。

二 保健医療に関する情報の保護及び利用並びに保健医療に関する情報の処理に係る体制の整備に関する総合的な企画及び立案並びに調整に関すること。

三 医療技術の評価に関する総合的な企画及び立案並びに調整に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

四 医薬品、医薬部外品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（他局及び研究開発政策課の所掌に属するものを除く。）。

五 医薬品、医薬部外品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品の製造販売業、製造業、販売業、貸与業及び修理業の発達、改善及び調整に関すること（研究開発政策課の所掌に属するものを除く。）。

六・七 (略)

(研究開発政策課の所掌事務)

第三十九条 研究開発政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品の研究及び開発に関すること（医薬・生活衛生局及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

医療経営支援課

医事課

歯科保健課

看護課

経済課

研究開発振興課

(経済課の所掌事務)

第三十八条 経済課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(新設)

(新設)

(新設)

一 医薬品、医薬部外品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（他局及び研究開発振興課の所掌に属するものを除く。）。

二 医薬品、医薬部外品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品の製造販売業、製造業、販売業、貸与業及び修理業の発達、改善及び調整に関すること（研究開発振興課の所掌に属するものを除く。）。

三・四 (略)

(研究開発振興課の所掌事務)

第三十九条 研究開発振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品の研究及び開発に関すること（医薬・生活衛生局の所掌に属するものを除く。）。

二 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）第二条第一項に規定する再生医療等に関すること（他局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

三 五 （略）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（参事官の職務）

第三十九条の二 参事官は、命を受けて第一号に掲げる事務を分掌し、並びに第二号及び第三号に掲げる事務をつかさどる。

一 医薬品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品のうち特に重要なものの研究及び開発の支援に関すること。

二 保健医療に関する情報の保護及び利用並びに保健医療に関する情報の処理に係る体制の整備に関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

三 医療技術の評価に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

（健康局に置く課等）

第四十条 健康局に、次の五課及び参事官一人を置く。

総務課

健康課

がん・疾病対策課

結核感染症課

二 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）第二条第一項に規定する再生医療等に関すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

三 五 （略）

六 保健医療に関する情報の処理に係る体制の整備に関すること。

七 医療技術の評価に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

八 国立高度専門医療研究センターの組織及び運営一般に関すること。

九 国立高度専門医療研究センターの職員に貸与する宿舎に関すること。

（新設）

（健康局に置く課）

第四十条 健康局に、次の五課を置く。

総務課

健康課

がん・疾病対策課

結核感染症課

難病対策課

(健康課の所掌事務)

第四十二条 健康課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

(削る)

(削る)

四 六 (略)

(結核感染症課の所掌事務)

第四十四条 結核感染症課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 エイズ、結核その他の感染症の発生及びまん延の防止並びに感染症の患者に対する医療に関すること(他局並びに総務課及び参事官の所掌に属するものを除く。)

二 三 (略)

(参事官の職務)

第四十六条 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 予防接種の実施に関すること。

二 生物学的製剤(ワクチンに限る。)の生産及び流通の増進、改善及び調整に関すること。

第四十七条及び第四十八条 削除

(調整第二課の所掌事務)

第六十二条 調整第二課は、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人を除く。)及び日本国有鉄道改革法(昭和六十年法律第八十七号)第十一条第一項の規定により指定された法人の行う事業に関する労働争議の実情調査並びにあつせん、調停

難病対策課

(健康課の所掌事務)

第四十二条 健康課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 予防接種の実施に関すること。

五 生物学的製剤(ワクチンに限る。)の生産及び流通の増進、改善及び調整に関すること。

六 八 (略)

(結核感染症課の所掌事務)

第四十四条 結核感染症課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 エイズ、結核その他の感染症の発生及びまん延の防止並びに感染症の患者に対する医療に関すること(他局並びに総務課及び健康課の所掌に属するものを除く。)

二 三 (略)

第四十六条から第四十八条まで 削除

(調整第二課の所掌事務)

第六十二条 調整第二課は、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第四項に規定する行政執行法人を除く。)及び日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号)第十一条第一項の規定により指定された法人の行う事業に関する労働争議の実

及び仲裁に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）を
つかさどる。

情調査並びにあつせん、調停及び仲裁に関する事務（総務課の所
掌に属するものを除く。）をつかさどる。

○ 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（運用職員の範囲） 第三条の十六 法第七十九条の十の政令で定める者は、次の各号に掲げる国の行政機関（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第一条に規定する国の行政機関をいう。）の職員であつて当該各号に定めるものとする。 一 厚生労働省 事務次官、厚生労働審議官、官房長、厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第十八条第二項に規定する総括審議官（厚生労働省令で定める者に限る。）、同条第十一項に規定する審議官（厚生労働省令で定める者に限る。）、大臣官房総務課長、年金局長、年金局総務課長、資金運用課長及び数理課長その他法第七十九条の二に規定する積立金の運用に係る行政事務に従事する職員であつて厚生労働大臣が指定するもの 二、四（略）	（運用職員の範囲） 第三条の十六 法第七十九条の十の政令で定める者は、次の各号に掲げる国の行政機関（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第一条に規定する国の行政機関をいう。）の職員であつて当該各号に定めるものとする。 一 厚生労働省 事務次官、厚生労働審議官、官房長、厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第十八条第二項に規定する総括審議官（厚生労働省令で定める者に限る。）、同条第十項に規定する審議官（厚生労働省令で定める者に限る。）、大臣官房総務課長、年金局長、年金局総務課長、資金運用課長及び数理課長その他法第七十九条の二に規定する積立金の運用に係る行政事務に従事する職員であつて厚生労働大臣が指定するもの 二、四（略）

○ 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（運用職員の範囲） 第六条の四の二 法第七十七条の政令で定める職員は、次に掲げる者とする。 一 事務次官、厚生労働審議官、官房長、厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第十八条第二項に規定する総括審議官（厚生労働省令で定める者に限る。）、<u>同条第十一項に規定する審議官</u>（厚生労働省令で定める者に限る。）、大臣官房総務課長、年金局長並びに年金局総務課長、資金運用課長及び数理課長 二 （略）	（運用職員の範囲） 第六条の四の二 法第七十七条の政令で定める職員は、次に掲げる者とする。 一 事務次官、厚生労働審議官、官房長、厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第十八条第二項に規定する総括審議官（厚生労働省令で定める者に限る。）、<u>同条第十項に規定する審議官</u>（厚生労働省令で定める者に限る。）、大臣官房総務課長、年金局長並びに年金局総務課長、資金運用課長及び数理課長 二 （略）

○ 厚生科学審議会令（平成十二年政令第二百八十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（庶務） 第九条 審議会の庶務は、厚生労働省大臣官房厚生科学課において総括し、及び処理する。ただし、予防接種・ワクチン分科会に係るものについては厚生労働省健康局参事官において、生活衛生適正化分科会に係るものについては厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課において処理する。	（庶務） 第九条 審議会の庶務は、厚生労働省大臣官房厚生科学課において総括し、及び処理する。ただし、予防接種・ワクチン分科会に係るものについては厚生労働省健康局健康課において、生活衛生適正化分科会に係るものについては厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課において処理する。

○ 疾病・障害認定審査会令（平成十二年政令第二百八十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（庶務） 第九条 審査会の庶務は、厚生労働省健康局総務課において総括し、及び処理する。ただし、感染症・予防接種審査分科会に係るものについては厚生労働省健康局結核感染症課及び参事官において、身体障害認定分科会に係るものについては厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課において処理する。	（庶務） 第九条 審査会の庶務は、厚生労働省健康局総務課において総括し、及び処理する。ただし、感染症・予防接種審査分科会に係るものについては厚生労働省健康局健康課及び結核感染症課において、身体障害認定分科会に係るものについては厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課において処理する。

○ 厚生労働省国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第百九十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（委員等の任命） 第二条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者（その者が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）である場合にあつては、研究開発（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第三項に規定する研究開発をいう。次項において同じ。）に関して高い識見を有する者）のうちから、厚生労働大臣が任命する。 2 （略） （庶務） 第八条 審議会の庶務は、厚生労働省大臣官房厚生科学課において処理する。	（委員等の任命） 第二条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者（その者が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）である場合にあつては、研究開発（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第八条において「通則法」という。）第二条第三項に規定する研究開発をいう。次項において同じ。）に関して高い識見を有する者）のうちから、厚生労働大臣が任命する。 2 （略） （庶務） 第八条 審議会の庶務は、厚生労働省大臣官房厚生科学課において総括し、及び処理する。ただし、通則法第三十五条の四第四項、第三十五条の六第六項及び第三十五条の七第二項の規定により厚生労働大臣が諮問する事項（国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センターに関するものに限る。）に係るものについては、厚生労働省医政局研究開発振興課において処理する。

○厚生労働省令第九十七号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）を実施するため、厚生労働省組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年六月二十四日

厚生労働大臣 後藤 茂之

厚生労働省組織規則等の一部を改正する省令

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第一条 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
(公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官、訟務官及び法務専門官) 第三条 総務課に、公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官十九人、訟務官三人及び法務専門官二人を置く。 2 3 9 (略) (健康危機管理・災害対策室及び研究企画官) 第六条 厚生科学課に、健康危機管理・災害対策室及び研究企画官一人を置く。 (削る) 2 3 4 (略) (国立ハンセン病療養所対策室及び医療独立行政法人支援室並びに政策医療推進官及び調査官) 第十三条 医療経営支援課に、国立ハンセン病療養所対策室及び医療独立行政法人支援室並びに政策医療推進官(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)及び調査官それぞれ一人を置く。 2 国立ハンセン病療養所対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 2 十 (略) 3 国立ハンセン病療養所対策室に、室長を置く。	(公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官、訟務官及び法務専門官) 第三条 総務課に、公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官二十人、訟務官三人及び法務専門官二人を置く。 2 3 9 (略) (医療イノベーション推進室及び健康危機管理・災害対策室並びに研究企画官) 第六条 厚生科学課に、医療イノベーション推進室及び健康危機管理・災害対策室並びに研究企画官一人を置く。 2 医療イノベーション推進室は、厚生労働省の所掌事務に関する科学技術に関する事務のうち、研究の成果の実用化によるイノベーションの創出に特に資する分野に係るものの総括に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。 3 医療イノベーション推進室に、室長を置く。 4 5 6 (略) (国立ハンセン病療養所将来構想実現等推進室及び医療独立行政法人支援室並びに政策医療推進官及び調査官) 第十三条 医療経営支援課に、国立ハンセン病療養所将来構想実現等推進室及び医療独立行政法人支援室並びに政策医療推進官(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)及び調査官それぞれ一人を置く。 2 国立ハンセン病療養所将来構想実現等推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 2 十 (略) 3 国立ハンセン病療養所将来構想実現等推進室に、室長を置く。

4 5 7 (略)	(医療機器政策室及び首席流通指導官) 第十六条 医薬産業振興・医療情報企画課に、医療機器政策室及び首席流通指導官一人を置く。 2 医療機器政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 医療機器その他衛生用品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（医薬・生活衛生局及び研究開発政策課の所掌に属するものを除く。）。 二 医療機器その他衛生用品の製造業、製造販売業、販売業、貸与業及び修理業の発達、改善及び調整に関すること（研究開発政策課の所掌に属するものを除く。）。 三・四 (略) 3・4 (略)	4 5 7 (略)	(医療機器政策室及び首席流通指導官) 第十六条 経済課に、医療機器政策室及び首席流通指導官一人を置く。 2 医療機器政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 医療機器その他衛生用品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（医薬・生活衛生局及び研究開発振興課の所掌に属するものを除く。）。 二 医療機器その他衛生用品の製造業、製造販売業、販売業、貸与業及び修理業の発達、改善及び調整に関すること（研究開発振興課の所掌に属するものを除く。）。 三・四 (略) 3・4 (略)
2・3 (略)	(治験推進室) 第十七条 研究開発政策課に、治験推進室を置く。 (削る)	4 5 7 (略)	(治験推進室及び医療情報技術推進室) 第十七条 研究開発振興課に、治験推進室及び医療情報技術推進室を置く。 2・3 (略)
(削る)	(健康対策企画官及び保健指導官) 第二十条 健康課に、健康対策企画官及び保健指導官それぞれ一人を置く。 (削る) (削る)	3 2 3 (略)	4 5 7 (略)
	(健康対策企画官及び保健指導官) 第二十条 健康課に、予防接種室並びに健康対策企画官及び保健指導官それぞれ一人を置く。 2 予防接種室は、予防接種の実施に関する事務をつかさどる。 3 予防接種室に、室長を置く。	4 5 7 (略)	(予防接種室並びに健康対策企画官及び保健指導官) 第二十条 健康課に、予防接種室並びに健康対策企画官及び保健指導官それぞれ一人を置く。 2 予防接種室は、予防接種の実施に関する事務をつかさどる。 3 予防接種室に、室長を置く。

2・3 (略)	(労働条件確保改善対策室並びに医療労働企画官及び過労死等防止対策企画官)
2・3 (略)	第三十条の二 労働条件政策課に、労働条件確保改善対策室並びに医療労働企画官及び過労死等防止対策企画官それぞれ一人を置く。
2・3 (略)	
4・5 (略)	(削る)
4・5 (略)	(就労支援室及び建設・港湾対策室)
2・3 (略)	第四十七条 雇用開発企画課に、就労支援室及び建設・港湾対策室を置く。
2・3 (略)	(削る)
4・5 (略)	(削る)
4・5 (略)	第五十一条 削除
4・5 (略)	(児童福祉調査官)
4・5 (略)	第五十三条 総務課に、児童福祉調査官を置く。
4・5 (略)	(労働条件確保改善対策室並びに調査官、医療労働企画官及び過労死等防止対策企画官)
2・3 (略)	第三十条の二 労働条件政策課に、労働条件確保改善対策室並びに調査官、医療労働企画官及び過労死等防止対策企画官それぞれ一人を置く。
2・3 (略)	
4・5 (略)	調査官は、命を受けて、労働条件政策課の所掌事務に関する特定事項の調査、企画及び立案並びに調整に当たる。
5・6 (略)	
2・3 (略)	(就労支援室、農山村雇用対策室及び建設・港湾対策室)
4・5 (略)	第四十七条 雇用開発企画課に、就労支援室、農山村雇用対策室及び建設・港湾対策室を置く。
2・3 (略)	
4・5 (略)	農山村雇用対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
5・6 (略)	一 農山村における雇用機会の確保に関すること。
6・7 (略)	二 林業労働者の雇用管理の改善に関すること。
6・7 (略)	三 農山村雇用対策室に、室長を置く。
6・7 (略)	
6・7 (略)	(多様な働き方推進室)
6・7 (略)	第五十一条 有期・短時間労働課に、多様な働き方推進室を置く。
6・7 (略)	2 多様な働き方推進室は、短時間労働者及び有期雇用労働者と通常の労働者との均等な待遇及び均衡のとれた待遇の確保に関する政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。
6・7 (略)	3 多様な働き方推進室に、室長を置く。
6・7 (略)	(少子化総合対策室及び児童福祉調査官)
6・7 (略)	第五十三条 総務課に、少子化総合対策室及び児童福祉調査官を置く。

	(削る)
2 (削る) (略)	く。 2 少子化総合対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 少子化対策に関すること。 二 子ども家庭局の所掌事務に係る統計に関する事務の総括に関すること。 3 少子化総合対策室に、室長を置く。 4 (略)

（厚生年金保険法施行令第三条の十六に規定する総括審議官等の範囲を定める省令の一部改正）

第二条 厚生年金保険法施行令第三条の十六に規定する総括審議官等の範囲を定める省令（平成十三年厚生労働省令第七十三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(審議官) 第二条 厚生年金保険法施行令第三条の十六第一号の厚生労働省令で定める審議官は、厚生労働省組織令第十八条第十一項に規定する審議官のうち、積立金の運用に関する事務の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する者とする。	(審議官) 第二条 厚生年金保険法施行令第三条の十六第一号の厚生労働省令で定める審議官は、厚生労働省組織令第十八条第十項に規定する審議官のうち、積立金の運用に関する事務の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する者とする。

（国民年金法施行令第六条の四の二に規定する総括審議官等の範囲を定める省令の一部改正）

第三条 国民年金法施行令第六条の四の二に規定する総括審議官等の範囲を定める省令（平成十三年厚生労働省令第七十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(審議官) 第二条 国民年金法施行令第六条の四の二第一号の厚生労働省令で定める審議官は、厚生労働省組織令第十八条第十一項に規定する審議官のうち、積立金の運用に関する事務の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する者とする。	(審議官) 第二条 国民年金法施行令第六条の四の二第一号の厚生労働省令で定める審議官は、厚生労働省組織令第十八条第十項に規定する審議官のうち、積立金の運用に関する事務の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する者とする。

（臨床研究法施行規則の一部改正）

第四条 臨床研究法施行規則（平成三十年厚生労働省令第十七号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(実施計画の軽微な変更の範囲) 第四十二条 法第六条第一項に定める厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 一 七 (略) 八 前各号に掲げる変更のほか、特定臨床研究の実施の適否及び実施に当たって留意すべき事項に影響を与えないもの	(実施計画の軽微な変更の範囲) 第四十二条 法第六条第一項に定める厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 一 七 (略) 八 前各号に掲げる変更のほか、特定臨床研究の実施の適否及び実施に当たって留意すべき事項に影響を与えないものとして厚生労働省医政局長が定めるもの

附 則

この省令は、令和四年六月二十八日から施行する。